

熊本県風しん抗体検査事業実施要領

第1 目的

この要領は、主として先天性風しん症候群の発生を予防するため、主に妊娠を希望する女性のうち、風しんに感染する可能性がある者を抽出するため、医療機関で行う風しん抗体検査事業（以下「事業」という。）の実施方法等を定めることを目的とする。

第2 実施方法

- (1) この事業は、県が、公益社団法人熊本県医師会（以下「県医師会」という。）に委託して実施するものとする。
- (2) 委託を受けた県医師会は、検査を実施する医療機関（以下「検査医療機関」という。）の名称を県に通知するとともに、風しん抗体検査の広報等に努めるものとする。

第3 対象者

- (1) 妊娠を希望する女性とその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）
ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められた者は除く。
- (2) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者。
ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められた者は除く。

第4 検査の方法

検査は原則H I 抗体検査で行うものとするが、検査試薬の不足等の理由によりH I 抗体検査が実施できないと事前に県が認めた場合、E I A 法も可とする。

第5 検査の手続

- (1) この事業による風しん抗体検査を受けようとする者は、原則として、住所地を管轄する保健所（一部の市町村）に風しん抗体検査申込書（様式1）を直接、又は郵送若しくはF A Xにより提出するものとする。
- (2) 風しん抗体検査申込書の提出を受けた保健所（一部の市町村）は、申込者が第3に規定する対象者の要件を満たすことを確認したときは、風しん抗体検査受診券（様式2）及び風しん抗体検査結果通知書（様式3）を直接、又は郵送により申込者に交付するものとする。
- (3) 風しん抗体検査受診券の交付を受けた者は、検査医療機関へ当該受診券を提示して風しん抗体検査を受けるものとする。

第6 検査結果の通知

検査を実施した検査医療機関は、当該検査結果を、検査を受けた者に対して、原則として検査結果通知書（様式3）を郵送することにより通知するものとする。

第7 検査費用の請求

- (1) 県医師会は、1月ごとに事業に要した経費を請求するものとする。この場合において、併せて、検査実施状況報告書（様式4）により実施状況を報告するものとする。
- (2) 県は、原則として、請求を受けた日から起算して30日以内に、請求に係る費用を委託料として支払うものとする。

第8 事業期間

この事業の事業期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までとする。

第9 秘密の保持

この事業にかかる事務の遂行に当たっては、検査を受ける者のプライバシー等人権の保護に十分配

慮するものとし、特に、個人に関して知り得た情報については、その秘密保持に最大の配慮を払うとともに、特に検査関係書類等に際しては、細心の注意をもって整理保管するものとする。

第10 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要領は、平成26年（2014年）9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年（2016年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年（2018年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。